

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】令和4年7月5日(2022.7.5)

【国際公開番号】WO2021/095607
 【出願番号】特願2021-556041(P2021-556041)

【国際特許分類】

B 2 9 C 4 4 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

B 2 9 C 4 4 / 3 6 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

B 2 9 C 4 4 / 0 0

B 2 9 C 4 4 / 0 0

E

B 2 9 C 4 4 / 3 6

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月11日(2022.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発泡成形による気泡を有する板本体を備え、

前記板本体は、2つ以上の孔と発泡樹脂部とを有し、

前記2つ以上の孔の第1孔の幾何学的重心(以下、重心と称す。)と該第1孔の重心に最も近い重心を有する第2孔の重心とを結んだ線上において、前記第1孔の重心と前記第2孔の重心までの平均距離W1と、前記第1孔の重心から該第1孔と前記発泡樹脂部との境界までの平均距離W2と、前記第2孔の重心から該第2孔と前記発泡樹脂部との境界までの平均距離W3とは、

30

$$0.3 < (W2 + W3) / (W1 - (W2 + W3)) < 2.3$$

を満たす、樹脂発泡板。

【請求項2】

請求項1に記載の樹脂発泡板であって、

前記板本体の厚み方向に沿う断面において、前記板本体の厚みの45～55%の範囲に含まれる第1気泡の気泡径に基づくメジアン径D1と、前記板本体の表面側から厚みの0～5%の範囲に含まれる第2気泡の気泡径に基づくメジアン径D2とは、

$$0.2 \leq D2 / D1 \leq 2.0$$

を満たす、樹脂発泡板。

【請求項3】

請求項2に記載の樹脂発泡板であって、

前記第1気泡の気泡径に基づくメジアン径D1は、5～200μmである、樹脂発泡板。

【請求項4】

請求項2又は3に記載の樹脂発泡板であって、

前記第2気泡の気泡径に基づくメジアン径D2は、1～100μmである、樹脂発泡板。

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1項に記載の樹脂発泡板であって、

前記発泡樹脂部は、ポリカーボネート樹脂を50重量%以上含む、樹脂発泡板。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1項に記載の樹脂発泡板であって、

40

50

前記発泡樹脂部は、ポリフェニレンサルファイド、シンジオタクチックポリスチレン及び
L C P樹脂のいずれか1つを含む、樹脂発泡板。

10

20

30

40

50